

箕面市生成 AI 利用にかかる運用支援業務委託

仕様書

1. 業務名称

箕面市生成 AI 利用にかかる運用支援業務

2. サービス要件

箕面市における生成 AI の利用拡大に向けた検討を実施するため、ChatGPT4.0 以上、もしくは、ChatGPT4.0 以上に相当する性能を持つ大規模言語モデルを利用した生成 AI サービスを、箕面市のインターネットに接続可能な端末から Microsoft Edge または Google Chrome のブラウザを用いて利用できること。

3. 履行場所

箕面市役所内、その他、本市が指定する場所

4. 履行期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5. スケジュール

本業務のスケジュールについては、概ね次の期間を想定しているが、詳細については本市と協議の上、決定することとする。

運用支援業務：令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

6. 支払い方法

本業務については、一ヶ月単位での請求書払いとする。

7. 前要件

(1) サービス形態

クラウドサービス（SaaS 型）であり、インターネットに接続可能な端末から、Microsoft Edge または Google Chrome のブラウザを用いて、ChatGPT4.0 以上、もしくは、ChatGPT4.0 以上に相当する性能を持つ大規模言語モデルを利用した生成 AI サービスを利用できること。

(2) 利用者

(ア) 1,500 名以上の職員が利用し、一ヶ月当たりユーザー全体で 3,000 万トークン以上利用するものとする。

(イ) (ア) のうち、200 程度のアカウントについては、独自データ利用機能におけるドキュメントの管理ができること。

(ウ) 管理者は、箕面市総務部行政改革・DX 推進室及び箕面市総務部システム管理室職員とする。

(3) 料金体系

ユーザー全体のトークン利用量に応じた月額定額制で、利用量が上限を超えた場合でも、自動的に従量課金されないこと。

(4) 想定する活用シーン

・ 文案の作成支援

- ・文書の要約、校正
- ・業務の進め方等に関するアイデアの提案
- ・他言語への翻訳
- ・Excel 関数の作成
- ・本市独自のドキュメントに関する質疑応答

(5) マニュアルの提供

職員の操作性が変わるシステムの更新・改修を実施する場合は、操作マニュアルを更新し、提供すること。

8. システム機能要件

利用環境構築にかかる仕様書と同様、別紙「機能要件一覧」に記載の項目は全て見積金額の範囲内で実装すること。ただし、条件どおりの実装が困難な場合について、代替案を提示するなどの対応により要求項目を十分に満たすと本市が判断した場合のみ、対応可能として解する。

また、今後実装予定の機能については、本市にとって有益なものを提案書で提案すること。提案書には、当該機能の具体的な内容、価格（イニシャルコスト・ランニングコスト）、実装予定時期を必ず記載すること。

9. 運用・保守

(1) 稼働時間

(ア) システムの利用に支障が生じないよう安定稼働させること。また、システムの稼働時間はメンテナンス及び障害発生復旧時間を除き、24 時間 365 日とすること。なお、システムが稼働するクラウド基盤の障害を起因としたシステムの停止は除くものとする。

(イ) 通常メンテナンスについては7日前まで、システム停止を伴う場合は、一ヶ月前までに管理者へ通知すること。

(2) 問い合わせ対応

(ア) システムを利用する本市職員からの問い合わせに対応するためのサポート体制を構築し、システムの運用・保守に関する本市からの問い合わせに対応すること。

(イ) 問い合わせは24時間受付とすること。ただし、受付内容への一次回答は2営業日以内とする。

(ウ) 問い合わせに対応する手法を、提案書で提案すること。提案書には、具体的な手法、サポート体制を必ず含むこと。

(3) 障害対応

(ア) システムが正常に動作しない場合は、速やかに解決できるよう努めること。

(イ) 不測の事態によりシステムが使用できない等、本市の利用に支障をきたす事態が発生した場合は、速やかに管理者に連絡し、今後の対応をその都度協議すること。

10. その他

(1) 業務を一括して第三者に委託し、また、請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で業務の一部の再委託等が必要と思われる業務については、発注者と協議して決定する。

(2) 業務の実施に当たりデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。

(3) 業務の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用

してはならない。

- (4) 本業務を履行するに当たっては、個人情報 を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に従うものとする。
- (5) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。